

もくじ

1	子ども・子育て支援新制度の支給認定について	• • • •	2
2	入園申込		
	①認定こども園(教育部分)※支給認定区分:1号認定		4
	②保育園・認定こども園(保育部分)※支給認定区分:2号・3号認定		5
3	利用調整基準 (選考基準)		9
4	保育料(利用者負担額)・副食費		11
5	阿蘇市の子育てサービス		
	①子育て支援センター ②ファミリーサポートセンター		14
	③一時預かり保育 ④病児・病後児保育		15
6	阿蘇市内の保育園・認定こども園 施設紹介		16
7	阿蘇市子育てマップ		3 1
8	入園申し込み提出書類チェックリスト		32

※掲載している情報は令和5年7月1日時点の情報です。内容は変更となる場合があります。



人がつながり創りだす新しい阿蘇~ONLY ONE の世界へ~

阿蘇市役所 福祉課 子育て支援係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504番地1

☎0967-22-3167 FAX0967-35-4114

阿蘇市 子育て

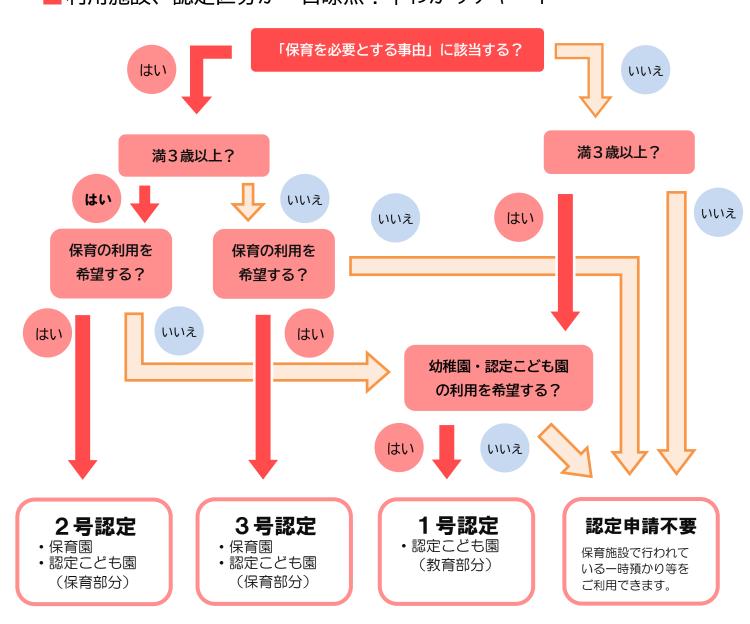
検索

1 子ども・子育て支援新制度の支給認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園などの施設を利用する場合には、支給 認定の申請が必要です。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1 号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、 教育を希望する人	●幼稚園 ●認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上のお子さんで『保育を必要とする事由』に該当し、 保育を希望する人	●保育園
3号認定	満3歳未満のお子さんで『保育を必要とする事由』に該当し、 保育を希望する人	●認定こども園(保育部分)

■利用施設、認定区分が一目瞭然!早わかりチャート



「保育を必要とする事由」とは



保育園・認定こども園(保育部分)は、保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない(保育を必要とする)場合に、保護者に代わって保育を行います。

保育を必要とする場合とは、保護 者全員が、右記の事由いずれかに該 当することにより、家庭で児童の保 育ができない場合を言います。

「保育を必要とする事由」の一覧

- ① 就労(1ヶ月あたり64時間以上)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ⑩ その他、上記の事由に類する状態として認められる場合

保育園とは



保育を必要とする乳幼児を、日々保護者に代わって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。(保育所保育指針に基づき、養護と教育を一体的に提供します。)

<u>※入園には、保育を必要とする事由(上記参照)に該当することが要件となります。</u>「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

認定こども園とは



教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つところです。保護者の就労の有無に関わらず利用することができ、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育 て相談や親子の交流の場への参加などで利用することができます。(14分: 子育て支援センター・子育て 広場項目参照)

※認定こども園の教育部分は、<u>保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば利用可能</u>ですが、保育部分については、保育園と同様に保育を必要とする事由(上記参照)に該当することが要件となります。

2 入園申込





入園までの流れ

<mark>1</mark> 利用申込

希望する園へ直接 利用を申し込みま す。 内定

各園から内定をも らい、<mark>園を通じて</mark>支 給認定の申請を行 う。 支給認定

市から支給認定通 知書が通知されま す。 入園手続き

園と入園の手続き を行います。

申込受付期間

●令和4年11月1日(火)~ ※以後、随時受付

申込受付期間

入園申込みに必要な書類は、各園(フェリーチェ・キッズ・ガーデン、古城保育園、阿蘇中央幼稚園、熊本 YMCA 黒川保育園)に用意してあります。

- (1)各園指定の申込用紙及びその他必要書類
- (2) 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 (児童1人につき1枚)

提出先

希望する園(フェリーチェ・キッズ・ガーデン、古城保育園、阿蘇中央幼稚園、熊本 YMCA 黒川保育園)

入園決定

各園の選考方法に基づき、内定及び決定されます。

入園に関する詳細については、<u>希望する各園</u>にお問い合わせください。

②保育園・認定こども園(保育部分)※支給認定区分:2号・3号認定



入園までの流れ

<mark>1</mark> 利用申込

> 支給認定の申請及 び施設利用申し込 みを希望する園な どに提出します。

支給認定

市から支給認定通 知書が通知されま す。 利用調整

保育の必要性を総合的に審査し、市が利用調整をします。

入園手続き

園と入園の手続き を行います。

※4月入園については、②支給認定結果及び③利用調整結果(入園の決定・保留)を令和5年2月までに併せてお知らせします。

申込受付期間

- ●4月入所第1次利用調整分:令和4年11月1日(火)~30日(水)
- ●4月入所第2次利用調整分以降(年度途中含む):12月1日(木)~
- ※5月以降入所希望の場合、入園希望月の前々月 20 日 (土日・祝日の場合は翌平日) までにお申し込みください。 [例:7月1日入所希望の場合 → 5月 20 日まで]

【申し込みにおける注意事項】

- ●保育を必要とする事由に該当しない場合や、書類不備・不足がある場合は受け付けられません。
- ●年度途中に育児休業期間を終えて復職するため入園を希望する場合、原則1日付けの入所となります。 [例:7月 21 日復職の場合 → 6月1日又は7月1日入所 ※いずれかを選択]
- ●入園が可能となる月齢は、利用する施設によって異なります。

入園基準

入園できる児童は、「保育を必要とする事由(3分参照)」のいずれかに該当する家庭の児童です。保育の必要性について状況を考慮した上で優先度の高い児童から選考します。選考は、9分記載の基準に基づき行います。

入園申込みをしても、保育の必要性の程度、定員などにより 入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

提出書類

提出書類の様式は、市役所福祉課及び各支所、各園に用意してあります。就労証明書や在学証明書など、証明が必要な書類は、勤務先や学校などによる証明が必要です。また、阿蘇市ホームページからもダウンロードできます。

	対象者	<u>,</u>		提出または持参が必要な書類など
申込	者全員			教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 (児童1人につき1枚) 保育認定理由申立書
保護者などが保育できないことを証明する書類	就労(予定を含む)	雇用されている人		就労 (予定) 証明書
	※1 カ月あたり 64 時間以 上	自営業の人		自営業申告書
	/ロ=井老の広告 『時もごいもいご	疾病の人		診断書(保育が困難なことが記載されたもの)
	保護者の疾病・障がいなど	障がいのある人		障害者手帳などの写し (手帳番号・本人欄・障がい名が確認できる部分)
	同居または長期入院な どをしている親族の介 護、看護	障がい児・者の介護、看 護をしている人 ※通学などの付き添いを含む		介護・看護を受けている人の障害者手帳または 要介護認定を受けていることが分かる書類(介護 保険証など) もしくは通園・通学証明書
				スケジュール申告書
育でき		病人を介護、看護して いる人		病人の診断書
ない				スケジュール申告書
JとをI	お学している人/晩巻訓婦	東校などでの職業訓練を含む)		在学証明書
証明す	が子している人(順素訓教	(大なと (*の城耒訓練を30)		時間割表(カリキュラム表)
る書類	妊娠・出産している母親	₹		母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できる部分)
>	育児休業取得中に、すで る子どもがいて継続利用	に保育施設を利用してい 引が必要な人		育児休業に伴う入園継続申立書
	求職活動中の人(起業準備	備を含む)		求職活動・起業準備状況申立書
	その他(災害復旧、虐待や	DVのおそれがあること、上		保育必要性の申立書
	記の事由に類する状態として	(認められる場合)		その他必要な書類
転入-	予定の人(仮受付)			転入に関する誓約書

[※]保育ができない状況を確認するため、別途書類を提出していただく場合があります。

[※]各種証明書は証明日から3カ月以内のものに限ります。

[※]各種証明書の内容について、疑義がある場合は発行機関に直接確認させていただく場合があります。

提出先

希望する園又は市役所福祉課、市役所各支所のいずれか

支給認定

提出書類をもとに審査し、該当すると認められる場合に支給認定を行います。保育を必要とする事由などにより、支給認定の有効期間及び保育必要量が異なります。[表2参照]

なお、子どもが満3歳に達した際は、支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わります。(ただし、保育料(利用者負担額)は当該年度の3月までは3号認定の保育料となります。)

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望する場合は、「保育短時間」として認定します。[表1参照]

表1[保育必要量の区分]

区分	利用できる保育時間	管内施設の定める時間	
保育標準時間	施設が定める利用可能時間のうち 1日最長 11	時間	7:00~18:00
保育短時間	ッ 1日最長 8	時間	8:30~16:30

[※]施設が定める利用可能時間内での利用となります。利用可能時間外で利用する場合は、延長保育となります。

表2[支給認定の有効期間と保育必要量の判定基準]

		保育必要量の判定基準		
保育を必要とする事由	支給認定の有効期間	保育 標準時間	保育 短時間	
就労 (月 120 時間以上の就労時間)	最長で小学校入学前まで	0	0	
就労(月 64 時間以上 120 時間未満の就労時間)	東文で小子仪八子削みで	(注)	0	
保護者の疾病・障がいなど	治癒、介護に要する期間 (最長で小学校入学前まで)	0	0	
同居または長期入院などをしている 親族の介護・看護	治癒、介護に要する期間 (最長で小学校入学前まで)	0	0	
就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)	在学証明書などに記載された期間	0	0	
母親の妊娠・出産	出産 (予定) 月の前後2か月 (最長5か月間)	0	0	
育児休業取得中に、すでに保育施設を 利用している子どもがいて継続利用が必要	育児休業取得中で市が定める期間	_	0	
求職活動 (起業準備を含む)	最長で90日間	_	0	
その他(災害復旧、虐待やDVのおそれがあること、上記の類する状態として認められる場合)	最長で小学校入学前まで	0	0	

⁽注) 就労時間帯や通勤時間を考慮し、常態的に延長保育が必要となる場合は、保育標準時間の認定とすることがあります。

[※]保育を必要とする事由が変更した場合、事由に応じた有効期間に変更となります。有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効しますので、それに合わせて保育施設を利用している場合は、失効した時点で退園となります。

[※]求職活動を事由とする場合、毎月の求職状況についての確認書類を翌月 10 日までに提出する必要があります。提出がない場合、継続利用ができなくなる場合があります。

[※]保育必要量の判定基準における就労、求職活動、育児休業中以外の事由については、保護者などが保育することができない状況 により判定します。

利用調整(入園の決定・保留)

保育を必要とする事由などを総合的に判断し、利用調整(入園の決定・保留)を行います。定員を超える申込みがあった園については、保育を必要とする度合いの大きい方から優先順位を付けて入園決定を行います。選考における基準は9分に記載しています。

なお、定員を超える申込みのために希望する園へ入園ができなかった場合には、第2希望園、もしくは 他の園に変更していただくこともあります。

●入園の決定・保留の通知

[令和5年4月入園希望者](令和4年11月30日までの受付分)

支給認定結果及び利用調整結果(入園の決定・保留)を、令和5年2月中までに通知します。

[年度途中の入園希望者] (令和4年11月30日までの受付分)

支給認定結果は令和5年2月中に通知し、利用調整結果(入園の決定・保留)は、入園を希望する月の前月上旬までに通知します。

[年度途中の入園希望者] (令和4年12月1日以降の受付分)

支給認定結果は申請日から1か月以内を目途に通知し、利用調整結果(入園の決定・保留)は、入園を希望する月の前月上旬までに通知します。

●申し込み後の注意事項

- ・家庭の状況や保育を必要とする事由等に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。
 - (例) 保護者の勤務先や勤務時間が変わった。

保護者が仕事を辞めた、仕事を始めた。

婚姻等により氏名や住所が変わった。

引っ越しなどで保育施設の入園申込みを取り下げる。など

・決定通知書が届くまでは、**入園の決定に関するお問い合わせはご遠慮ください**。



3 利用調整基準(選考基準)

利用調整を行うにあたり、選考会議を開催し、次の<u>(1)基本指数表</u>及び<u>(2)調整指数表</u>の合計指数の 高い世帯の児童から優先順位を設定します。合計指数が同一点数で並ぶ場合は、<u>(3)同一指数時の順位表</u> により優先順位を設定します。

(1)基本指数表

事由		細目	保護者の状況	基本指数				
			月 20 日以上	10				
			月 18 日以上 20 日未満	9				
	就労日数	文 等	月 16 日以上 18 日未満	8				
			月 14 日以上 18 日未満	7				
	月 14 日未満		6					
就労			月 160 時間以上	15				
			月 140 時間以上 160 時間未満	14				
	+1/1/4 n+ 0	D. 6.6-	月 120 時間以上 140 時間未満	13				
	就労時間	诗	月 100 時間以上 120 時間未満	13 12 11 10 15 25 25 20 20 17				
			月 80 時間以上 100 時間未満	11				
			月 64 時間以上 80 時間未満	10				
妊娠出産	出産予定	E月の前後2か月以P	日 80 時間以上 100 時間未満日 64 時間以上 80 時間未満日 64 時間以上 80 時間未満日 64 時間以上 80 時間未満日 64 時間以上 (予定も含む)日 1 日本 1					
		入院	入院1か月以上(予定も含む)	25				
			自宅療養中で常時臥床(医師の証明による)	25				
			精神性疾患(本人は自立しているが保育が困難、医師の証明添付)	20				
	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		常時安静を要する場合(常時臥床を除く)	20				
	疾病	居宅	一般療養中(週3日以上の通院を常態)	17				
保護者の疾病・ 障がい等			一般療養中(月4日以上、かつ週3日未満の通院を常態)	15				
147.0.4			一般療養中(月1~3日の通院を常態)	14				
			その他	10				
	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の交付を受けている。							
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けている。							
	身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けている。							
			病院・施設等へ週5日以上の常時付き添い(最低4時間以上、土日除く)	20				
	居宅外		病院・施設等へ週3日以上の常時付き添い(最低4時間以上、土日除く)	15				
			上記以外(医師の証明による)	10				
 同居家族の介護			常時介護が必要な場合(要介護5・4・3)	20				
看護等			身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2	20				
	居宅		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1	15				
			身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2	10				
			上記以外(医師の証明による)	10				
家庭の災害復旧	災害復旧	災害復旧のために保育を必要とする場合						
求職活動	求職活重	加により保育を必要	とする場合	15				
就学等	就職に必	必要な技能習得のた	め学校、職業訓練施設等に通っている	※ 1				

虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合	25
育児休業中	育児休業取得中または育児休業と同等の場合で、すでに保育施設を利用している子どもの継続	15
その他	以上の保育が必要な事由に類するものとして市長が認める状態にある場合	10~25 ※2

^{※1} は就労 1 に準ずる。 ※2 は類する事由に準ずる。

(2)調整指数表

区分		内容	調整指数				
ひとり親家庭	祖父母と別居		+5				
	祖父母と同居(敷地内	7別居を含む)	+2				
生活保護世帯			+5				
生活中心者の失業	生活中心者の失業						
虐待・DV等							
障がい児 特別児童扶養手当を受給している児童がいる場合							
育児休業明け(育児休業と保護者が当該年度中に産後休暇又は育児休業等から復職する場合(2号認定)							
同等の場合を含む) 保護者が当該年度中に産後休暇又は育児休業等から復職する場合(3号認定)							
きょうだいがすでに入所す	中の場合		+5				
きょうだいが同時に入所を	を希望する場合		+3				
申込児童が第3子以降の場	合		+1				
すでに保育施設を利用して	ており、里帰り出産や	病気等の理由で退園し、当初利用していた保育施設に再度入園を希望する場合	+15				
管内の保育施設・認定こと	ごも園に従事すること	で、当該施設の受け入れ態勢に影響を与える場合	+15				
小規模保育等卒園児	小規模保育事業、託	児所、認可外保育施設等の卒園児童	+3				
両親不存在			+5				
父親又は母親が単身赴任し	している世帯		+2				
父親又は母親が身体障がし 件が就労・就学の場合	\者手帳1・2・3級、#	青神障がい者保健福祉手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1・B2を保持しており、申込要	+1				
前年度申請したが、年度を	ト 時点で待機状態であ	5った	+3				
同居(近隣)の祖父母等の補完的な保育が可能(65歳以上又は就労・病気療養中の者は除く)							
申込児童以外の就学前児童を保護者(親族)が保育する場合(産後休暇中・育児休業中を除く)							
 保育料を3か月以上滞納し	R育料を3か月以上滞納している世帯(卒園児 ^{市や施設への相談なく滞納}						
を含む)		上記以外で滞納(確約書等あり)					
その他、特別な支援を要する世帯							

[※]選考会議において申込状況・施設の受入状況等により、入所先の調整を行うことがあります。

(3) 同一指数時の順位表

1	①災害復旧 ②ひとり親家庭 ③生活保護世帯 ④保護者の病気・障がい ⑤就労 ⑥就学等 ⑦妊娠・出産 ⑧同居家族の介護看護 ⑨求職 ⑩育児休業中
2	きょうだいの在園の有無
3	就労曰数
4	就労時間
5	申込児童が第3子以降の場合
6	子育て支援者となる親族等の有無
7	同一指数で、他に希望する園で空きがある場合と、他に希望する園で空きがない場合では後者を優先する。

[※]年度途中による転園については、就労先の変更及び転居等、特別な理由を除き、新規入園申込者の入園を優先させるものとする。 ※広域入所については、阿蘇市内居住者における入所選考を優先し、受入児童数に余裕がある場合に入所受け入れを行うものとする。

保育料 (利用者負担額)・副食費

保育料(利用者負担額)は、市町村民税に基づいて算定します。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化 により3~5歳クラスの子どもの保育料は無償化されています。また、副食費は施設毎に異なり、0~2 歳クラスの副食費は保育料に含まれています。

教育認定子ども (1号認定) の保育料月額

※令和3年11月時点の情報であり、国の制度改正等により変更になることもあります。

	階層区分	阿蘇市	副食費	
①生活保護世帯	;		免除	
②市町村民税	非課税世帯(市町村民税	(所得割非課税世帯含む)		免除
③市町村民税	所得割課税額 77,10	0円以下	0 円	免除
④市町村民税	所得割課税額 211,2	00 円以下		*
⑤市町村民税	所得割課税額 211,2	01 円以上		*

[※]副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。(⑤の階層は免除とならない場合あり)

保育認定子ども (2・3号認定) の保育料月額



※令和3年11月時点の情報であり、国の制度改正等により変更になることもあります。

階層区分	3歳~5歳	遠児クラス		0歳~2歳	規クラス		
※下段()内は、ひとり親家庭、 在宅障が、児(者)のいる世帯など	保育料	副食費	右記		ひとり親家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯など		
住七牌がいた(有)がいる世帯など	WHIT	具以供	標準	短時間	標準	短時間	
①生活保護世帯		免除	0 円	0 円	0 円	0 円	
②市町村民税非課税世帯		免除	0 円	0 円	0 円	0 円	
③市町村民税均等割のみ		免除	9,800 円	9,700 円	4, 200 円	4, 200 円	
④所得割課税額 48,600 円未満		免除	12,700 円	12,600 円	5,700 円	5,700 円	
⑤所得割課税額 57,700 円未満		免除	18,000 円	17,800 円	5,700 円	5,700 円	
⑥所得割課税額 77,101 円未満	0 円	*	18,000 円	17,800 円	5,700 円	5,700 円	
⑤所得割課税額 97,000 円未満		*	18,000 円	17,800 円	18,000 円	17, 800 円	
⑥所得割課税額 169,000 円未満		*	26,700 円	26,400 円	26,700 円	26,400 🖰	
⑦所得割課税額 301,000 円未満		*	36,600 円	36, 100 円	36,600 円	36, 100 円	
⑧所得割課税額 397,000 円未満		*	48,000 円	47, 300 円	48,000 円	47, 300 円	
⑨所得割課税額 397,000 円以上		*	62,400 円	61,500円	62,400 円	61,500 円	

[※]副食費は施設により異なります。また、第3子以降の副食費は免除されます。(⑧・⑨の階層は免除とならない場合あり)

[○]保育料は、父母の市町村民税額の合算額によって決定します。(祖父母などが家計の主宰者である場合には、祖父母などの税額も合算して保育 料を算定します。)階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの税額控除を適用 する前の額となります。この保育料のほか、各園により教材費や行事費などの実費などの負担が必要な場合があります。 ○表中の年齢については、令和5年3月31日現在の満年齢により決定します。

^{○3} 号認定は、小学校就学前の子どもから数えて、2 人目は上記金額の半額、3 人目以降は無料となります。(ひとり親家庭等の③~⑤の階層は2 人目以降が無料。)

保育料・副食費の切り替え

保育料の算定の基礎となる市町村民税が6月に賦課決定することから、毎年9月が保育料の切り替え時期になります。4月~8月は前年度の市町村民税で、9月~3月は当該年度の市町村民税で算定します。 また、副食費の免除の範囲も市町村民税で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
前年	F度 の市町	村税額に	基づく保育	育料		当該	年度 の市	町村税額(こ基づく倪	R育料	

保育料の支払先

保育料の支払先は、認定こども園、公立・私立保育園でそれぞれ異なります。

「認定こども園」

支払先	利用する施設(施設から請求)
納期限、支払方法など	利用する施設にお問い合わせください。

[公立・私立保育園]

支払先	阿蘇市 (市が請求)	
納期限	毎月末日(その日が土・日・祝日の場合これらの日の翌日。ただし、12 月のみ金融機関の窓口が休業となるため、休業前日)	
支払方法	納付書または口座振替※口座振替による納付をお勧めします。口座振替の手続きは振替を希望する各金融機関などでの手続きとなります。申込用紙は阿蘇市役所、阿蘇市内の金融機関・ゆうちょ銀行に備え付けています。	

副食費の支払先

[私立保育園・認定こども園]

支払先	利用する施設(施設から請求)	
納期限、支払方法など	利用する施設にお問い合わせください。	

[公立保育園]

支払先	阿蘇市 (市が請求)	
支払方法	納付書または口座振替 (口座振替の場合、保護者の同意により保育料の引落口座からのお支払いとなります。)	

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により、保育園、認定こども園の利用のほか、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターについては、保育の必要性が認められた場合、一定の上限額の範囲内で利用料が無償化されています。

無償化となるためには、事前に認定の申請が必要です。詳しくは阿蘇市ホームページをご覧ください。

1号認定子どもの一時預かり保育料



●一時預かり事業(幼稚園型)

教育認定(1号認定)の在園児童が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に家庭での保育が 困難となる場合、利用することができます。

区分	保育料(日額)	利用可能時間
平日(4時間以下)	400 ⊨	7:00~18:00 までの間で
土曜日・長期休業日(8時間以下)	800 ⊨	施設が設定する時間

[※]上記時間を超過した場合、1時間あたり100円が追加されます。

【参考】一時預かり事業(一般型)

保育園や認定こども園などに通っていない、または在籍していない児童が、日常生活上の突発的な事情な どにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用することができます。

※施設により料金が異なります。また、利用可能な施設であっても状況により利用できない場合もあります。

※利用できる施設や利用料金などは15分をご覧ください。

2・3号認定こどもの延長保育料



保育認定(2・3号認定)の在園児童が、通常の保育時間の前後に保育が必要な場合、延長保育事業を利用することができます。認定区分によって1日の利用可能な時間が異なるため、延長保育料も異なります。

[保育標準時間認定の場合]

区分	日額	月額	
18:00~19:00 まで	300 ⊨	2,500 円	

[保育短時間認定の場合]

区分	日額	月額
7:00∼ 8:30 まで	150 ⊨	1,500 円
16:30~18:00 まで	150 ⊞	1,500 円
18:00~19:00 まで	300 ⊨	2,500 円

5 子育て支援サービス

主に就学前児童に関連する阿蘇市の子育て支援サービスをご紹介します。保育園などの入園の有無に関わらず利用できるサービスなので、ぜひご利用ください。

①子育て支援センター・子育て広場

子育て中の親子を対象に、交流の場を設けて子育てについての相談や情報の提供、その他必要な支援を行うところです。週に一度、お誕生会など楽しいプログラムを取り入れた活動を行っています。市内7カ所に設置していますので、身近な場所でお気軽にご利用ください。

₩₽₽₽₽	担託	電話来 口	開放時間		
施設名	場所	電話番号	(平日)	(土曜)	
のんびり広場	波野保育園内	24-2800	9:00~14:00	_	
すくすく広場	一の宮子育て支援センター	22-4539	8:00~16:00	8:00~13:00	
9 × 9 × 12 1/3	(りんどう保育園内)	22-4559	0.00 - 10.00	8.00 913.00	
ぴよぴよ広場	阿蘇市子育て支援センター	32-3843	9:00~17:00	9:00~17:00	
フェリーチェ広場	フェリーチェ・キッズ・ガーデン内	22-0089	※曜日等については、施設に直接お	問い合わせください。	
わいわい広場	熊本 YMCA 黒川保育園内	34-0402	(水) 10:00~15:00	_	
ポッポ広場	阿蘇中央幼稚園内	32-3643	(月・水・金) 10:00~15:00	_	
さぽさぽ広場	古城保育園内	22-0380	(火・木) 10:00~12:00	_	

- ※毎月のプログラムの内容は阿蘇市ホームページ「くらしのカレンダー」、広報あそに掲載しています。
- ※来所時には水筒、タオル、帽子などをご持参ください。調理実習時にはエプロン、三角巾が必要です。
- ※「阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

②ファミリーサポートセンター



無償化対象事業

乳幼児から小学生までの子どもの預かりの援助を受けたい方(依頼会員)と援助を行いたい方(協力会員) が会員になり、協力会員が依頼会員に対して有償で援助活動を行う組織です。依頼会員と協力会員がお互いの希望や条件などを事前に会って打ち合わせを行いますので、安心してご利用いただけます。

●主な援助活動の例

保育園や学校が休みの時の預かり	保護者の病気や冠婚葬祭への出席の時の預かり	
買い物や外出、会合等への参加の時の預かり	学校や保育園、塾等への送迎及び預かり	
保護者が仕事(残業や休日出勤)の時の預かり	他の子どもの学校行事や病気の時の預かり	

●利用料金 (1人の料金)

利用I	料金(1 時間)	
平日	7:00~20:00	
平口	7:00 以前、20 時以降	700 円
土日・祝日など	終日	700 円

- ※きょうだい同時利用時は2人目以降半額。
- ※「阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

阿蘇市ファミリーサポートセンター (阿蘇市社会福祉協議会[内牧])

TEL:0967-32-1127

- ※協力会員随時募集中!
- ※利用料の助成があります。

③一時預かり保育 (一般型)



保育園や認定こども園などに通っていない児童が、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用することができます。利用日数は原則として、児童1人あたり週3日以内、月12日が上限です (ただし、保護者の状況などにより延長を必要とする場合はこの限りではありません)。

申し込みは施設に直接お申し込みください。

ᄴᅜ	反丛	七二八人	佐凯夕	7.4		1	1日		半日	
地区	区分	施設名	電話番号	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満			
	公立	坂梨保育園	22-0435	2,00	00円	1,00	0円			
	私立	宮地保育園(※1)	22-2444	2,000円	2,600 円	1,000円	1,300円			
一の宮	私立	りんどう保育園	22-4539	2,00	00円	1,00	0 円			
	私立	古城保育園	22-0380	2,00	00 円	1,00	0円			
	私立	フェリーチェ・キッズ・ガーデン	22-0089	2,00	00 円	1,00	0円			
	私立	内牧保育園	32-0354	2,000円		1,000円				
	公立	乙姫保育園	32-0315	2,00	00円	1,00	0 円			
	私立	熊本 YMCA 赤水保育園	35-0024	2,000円		1,000 円				
ित्रके	私立	熊本 YMCA 尾ヶ石保育園	32-0213	2,000 円	2,500 円	1,000円	1,500円			
阿蘇	私立	熊本 YMCA 永草保育園	32-0810	2,000 円	2,500 円	1,000円	1,500円			
	公立	山田保育園	32-0794	2,000 円 1,00		0 円				
	私立	阿蘇中央幼稚園	32-3643	2,000 円		1,00	0円			
	私立	熊本 YMCA 黒川保育園	34-0402	2,000 円		1,000 円				
波野	公立	波野保育園	24-2800	2,00	00円	1,00	0円			

^(※1) 宮地保育園は3歳以上→1歳以上、3歳未満→0歳児となります。

④病児·病後児保育



無償化対象事業

児童が病気の治療中または回復期にあって集団保育が困難であり、保護者がやむを得ない事情により家庭で保育をできない場合に、その児童を一時的に施設で保育します。

- ●対象 生後6カ月から小学6年生までの児童
- ●利用日数 原則7日まで(ただし、医師の判断、保護者の状況により7日間を超えて利用可能)
- ●利用料金

要件	利用時間 5 時間未満	利用時間 5 時間以上
保護者が阿蘇市に住所を有する場合	1,000 ⊢	2,000 ⊨
保護者が阿蘇市外に住所を有する場合	1,500 ⊢	3,000 ⊢

●実施施設

施設名	電話番号	定員	利用時間
阿蘇医療センター(黒川 1266)	0967-34-9026	2 ,	月曜〜金曜(祝日除く)
病児・病後児保育室「すずらんルーム」	(受付8:00~18:00)		8:00~18:00

^{※「}阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

[※]施設を利用できる時間や「1日」、「半日」の時間設定は施設毎に異なりますので、利用する施設に直接お問い合わせください。 ※在園児や施設の状況により、利用をお断りする場合があります。予めご了承ください。

6

阿蘇市内の保育園・認定こども園 施設紹介

[保育園] (令和5年4月1日見込み)

地区	区分	保育園名	住所	電話	定員	延長 保育	一時 預かり	頁	マッフ°
	公立	坂梨保育園	一の宮町坂梨 3010 番地 1	22-0435	55	0	0	17	1
一の宮	私立	宮地保育園	一の宮町宮地 2393 番地 1	22-2444	130	0	0	18	2
	私立	りんどう保育園	一の宮町宮地 3249 番地	22-4539	80	0	0	19	3
	私立	内牧保育園	内牧 169 番地	32-0354	130	0	0	20	4
	公立	乙姫保育園	乙姫 127 番地 5	32-0315	35	0	0	21	⑤
7 -14-2	私立	熊本 YMCA 赤水保育園	赤水 846 番地 56	35-0024	80	0	0	22	6
阿蘇	私立	熊本 YMCA 尾ヶ石保育園	狩尾 1798 番地 9	32-0213	40	0	0	23	7
	私立	熊本 YMCA 永草保育園	永草 2905 番地	32-0810	30	0	0	24	8
	公立	山田保育園	小野田 1418 番地	32-0794	45	0	0	25	9
波野	公立	波野保育園	波野大字波野 3742 番地 1	24-2800	40	0	0	26	10

[認定こども園]

地区	区分	保育園名	住所	電話	定員	延長 保育	一時 預かり	頁	マップ°
の官	私立	フェリーチェ・キッズ・ガーデン	一の宮町中通 302 番地 5	22-0089	55	0	0	27	11)
一の宮	私立	古城保育園	一の宮町手野 1030 番地	22-0380	55	0	0	28	12
ではま	私立	阿蘇中央幼稚園	黒川 758 番地	32-3643	130	0	0	29	13
阿蘇	私立	熊本 YMCA 黒川保育園	黒川 1708 番地 1	34-0402	115	0	0	30	14)

[※]マップ番号は31分の「阿蘇市子育てマップ」に対応しています。

●共通事項

○開所時間:(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~18:00

※1号認定における教育時間は施設によって異なります。

〇休園日:日・祝日(1号認定は春季・夏季・冬季などの休園日があります)

○2・3 号認定について、入園が可能となる月齢は施設によって異なります。利用可能時期は施設ごとに 掲載していますのでご確認ください。

(認可外保育施設)

施設名	所在地	電話番号	特記事項
だっこ	阿蘇市一の宮町坂梨 2365	22-1511	あそん里内
アップルハウス	阿蘇市一の宮町宮地 5833	22-3800	大阿蘇病院内
くるみ幼育園	阿蘇市内牧 1172	32-1940	阿蘇温泉病院内
すずらんルーム	阿蘇市黒川 1266	34-0311	阿蘇医療センター内

^{※「}阿蘇市子育てマップ」に位置を掲載しています。

8 入園申し込み提出書類チェックリスト

認定こども園 (教育部分) 支給認定区分:1号認定	保育園・認定こども園 (保育部分) 支給認定区分:2号・3号認定
□ 各園指定の申込用紙及びその他必要書類	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※児童1人につき1枚
教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 ※児童1人につき1枚	□ 保育認定理由申立書
	保護者などが保育をできないことを

重要

マイナンバー法の施行に伴い、保護者(父または母)が提出する場合に、

- ①世帯員全員のマイナンバー確認資料(通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなど)
- ②身元確認資料(運転免許証、パスポートなど)

が必要となります。

※顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認ができます。

(*転入予定の人) ※仮受付となります。

転入に関する誓約書

提出書類一式をそろえてご提出ください。

人がつながり創りだす新しい阿蘇~ONLY ONE の世界へ~



阿蘇市役所 福祉課 子育て支援係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1 **☎**0967-22-3167 FAX0967-35-4114